公益財団法人 日本医療機能評価機構
「医療安全文化調査　活用支援プログラム」　実施規約

第1条（総則）

この実施規約（以下、本規約という。）は、日本医療機能評価機構（以下、評価機構という。）が実施する、「医療安全文化調査　活用支援プログラム」（以下、プログラムという。）の実施にあたり必要事項を定めるものである。

第 2 条（プログラムの目的）

プログラムは、「医療機能評価を通じて、患者が安心して医療を享受でき、職員が働きやすく、地域に信頼される病院づくりに貢献する。」という評価機構の病院機能評価事業の目的の達成のための柱の一つである「組織の支援」の一環として、医療安全に関する指標の一つである医療安全文化調査（以下、調査という。）について、調査・分析・比較の仕組みを提供することにより、病院における医療安全の取り組みの成果を可視化し、医療安全のさらなる向上を支援することを目的とする。

第 3 条（対象）

プログラムは、日本全国の病院を対象とする。

第 4 条（期間）

プログラムの実施は、年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）を単位とする。

第 5 条（参加方法）

病院は、本規約に同意し、同意書（様式 1）を評価機構に提出することにより、プログラムに参加することができる。

第 6 条（参加費）

プログラムに参加する病院(以下、参加病院という。）は、参加費として年間 132,000 円（税込)を評価機構の指定する口座に支払う。ただし、評価機構が実施する病院機能評価の認定を取得している病院、および病院機能評価の受審申し込み済み病院の場合は、年間 88,000 円（税込)とする。

第 7 条（提供内容）

プログラムにおいて、評価機構は、参加病院に対し以下の内容を実施することにより、参加病院の医療安全文化を可視化させ医療安全の向上を支援する。

(1) 調査支援システム

インターネット上で実施できるアンケート調査、集計、ベンチマーク結果の閲覧ができる調査支援システム(以下、調査支援システムという。)の提供

(2) ベンチマークデータ

評価機構があらかじめ指定する期間に、参加病院が（1）の調査支援システムを用いて収集したデータを他の参加病院の収集したデータと比較した結果（以下、ベンチマークデータという。）の提供

(3) セミナー

「医療安全文化調査活用支援セミナー」の開催。なお、同セミナーは、参加病院以外の希望者も参加可能であるが、参加病院は、当該セミナーに各回 1 病院につき 2 名までセミナー参加費を支払うことなく参加でき、2 名以上が受講する場合は、2 名を超える人数分について、外部参加者と同額のセミナー参加費を支払うものとする。

(4) 活用事例

医療安全文化調査に関連する事例の提供

第 8 条（調査支援システム）

前条（1）に示す調査支援システムは、以下のとおり提供･運用するものとする。

(1) 評価機構は、参加病院に対して、調査支援システムの ID・パスワードを付与する。

(2) 調査支援システムの利用期間は、ID・パスワードを付与した日から当該年度末日までとする。

第 9 条（調査データの使用）

(1) 参加病院は、評価機構が調査支援システムに登録された参加病院のデータ（以下、調査データという。）をベンチマークデータ、プログラムに関する資料等の作成および医療の質向上への目的に利用することをあらかじめ承諾する。

(2) 調査データおよび調査データをもとに評価機構で作成した二次データ（ベンチマークデータを含む。）は、評価機構に帰属する。

(3) 参加病院は、自己の責任において調査データおよび二次データを利用することができ、それらのデータに基づいて行った活動により被った損害に関連して、評価機構は一切責任を負わない。ただし、二次データの誤りの原因について、評価機構に故意または重過失があった場合は、この限りではない。

(4) 参加病院は、二次データを当該病院の学会発表等、外部に公表する場合は、あらかじめ評価機構の承諾を得る必要がある。

(5) 評価機構は、個人や個別の病院を特定できる形でデータを公開する場合は、あらかじめ当該個人または当該病院の許諾を得るものとする。

第 10 条（評価機構への協力）

プログラムの目的に鑑み、参加病院は、プログラムの履行について評価機構が実施するアンケート調査に回答し、改善点を確知した場合は、評価機構に通知する。

第 11 条（退会、更新、および届出事項の変更）

(1) 退会を希望する参加病院は、評価機構に退会届（様式 2）を用いてその旨を申し出る

こととする。

(2) 参加病院から退会の申し出があった場合は、評価機構は、書面を受領した翌月の末日をもって当該病院の ID を削除し、調査支援システム上の当該病院のデータを破棄する。ただし、退会申し出の翌月末日までに評価機構が作成した資料に当該病院のデータが含まれる場合は、記載内容は変更しない。

(3) 参加病院から毎年 2 月末日までに書面による退会の申し出がない場合は、原則として自動継続とみなす。

(4) 法人名・病院名、住所、担当者の変更等、調査支援システムのユーザー情報に変更が生じた場合は、参加病院は変更届（様式 3）により速やかに評価機構へ届け出るものとする。

第 12 条（禁止事項）

評価機構は、参加病院に対し以下の行為を禁止する。以下の各号のいずれかにあたる利用が明らかになった場合は、評価機構は、当該参加病院に対し、調査支援システムの利用を停止、または中止できるものとする。この場合、参加費は返金しないものとする。これにより参加病院および第三者に損害が生じた場合であっても、理由の如何を問わず評価機構は一切の責任を負わない。

(1) 参加病院および第三者が調査支援システムまたはプログラムで提供する内容を共同して使用する行為

(2) 事前に評価機構の承諾を得ることなく、調査支援システムを含むプログラムで提供する内容を、営利・非営利を問わず使用する行為

(3) 調査支援システムの全部または一部を、自ら複製・改変し、もしくは第三者をして複製・改変させる行為およびこの複製物・派生物を第三者に使用させる行為

(4) 調査支援システムの情報通信システムの利用に支障を及ぼす、または及ぼすおそれのある行為

(5) 誹謗・中傷行為、脅迫行為

(6) 第三者に対して不利益を与える行為

(7) 第三者のプライバシーまたは個人情報を侵害する行為

(8) 法令に違反する行為、もしくは違反のおそれのある行為または公序良俗に反する行為

(9) その他、評価機構がプログラムの運営上不適当と判断する行為

第 13 条（免責事項）

(1) 評価機構は、プログラムおよび参加病院がプログラムを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性の他いかなる保証も行うものではない。

(2) 参加病院が登録した情報に誤りがあった場合、また、その後の変更に関して、第 11 条（4）の定めるところによる届出がなかった場合、それらに起因して発生した参加病院の損害について、評価機構は一切責任を負わない。

(3) 評価機構は、参加病院のプログラム参加に起因するソフトウェア、ハードウェア上の事故、通信環境の障害、参加病院と第三者の間において生じたトラブル、その他の事

故等によって生じた一切の損害について責任を負わない。

(4) 参加病院が自院のデータをプログラム以外に利用した結果生じたトラブル、損害等について、評価機構は一切の責任を負わない。

第 14 条（個人情報の取扱い）

評価機構は、参加病院から取得した問合せに関する情報、E-mail アドレス等の個人情報を、評価機構の個人情報保護方針（別紙、評価機構の個人情報の取り扱いについて）に基づき適正に管理する。

第 15 条（規約の改定）

評価機構は、本規約を改定する場合は、参加病院に対し事前に変更箇所を通知する。

第 16 条（その他）

評価機構および参加病院は、本規約に定めのない事項または本規約について疑義を生じた事項については、誠意をもって協議するものとする。

附則

本規約は 2020 年 4 月 1 日から施行する。